

地域歳末たすけあい運動実施要領

平成14年10月30日制定

平成15年3月7日一部改正

令和5年10月24日一部改正

1 趣旨

新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、地域のたすけあいによる様々な福祉活動を重点的に実施するため、市町村の区域を単位として、共同募金の一環として寄付金の募集を行うものとする。

2 運動の実施主体

募金の実施主体は、群馬県共同募金会（以下「本会」という。）とする。

各市町村においては、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、共同募金委員会などを中心として、地域福祉を推進する諸団体により運動を推進する。

3 募金の配分

本会は、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）が計画する、地域における福祉事業や見舞金等贈呈事業に対し配分する。

市町村社協は、地域のあらゆる機関や団体と連携し、地域の実情やニーズに則した歳末時期の様々な福祉活動及び年間を通した在宅福祉サービス事業等の計画を策定する。

なお、対象外事業及び対象外経費は、次のとおりとする。

(1) 対象外事業

- ア 行政の委託事業及び公費又はこれに準ずるものの補助金を主財源として実施する事業
- イ 行政の実施する事業の補完的な活動。ただし、行政の実施する事業の制度上の間隙をうめる活動についてはこの限りではない。
- ウ 会員、構成員等同士の親睦のみを目的とした交流事業
- エ 特定の個人的活動又はそれに類する活動

(2) 対象外経費

- ア 組織の運営に要する経常的事務費（人件費、交通費、食糧費など）
- イ 全国大会、研修会への参加旅費
- ウ 事業実施に必要な機能以上の機能を備えた備品等
- エ 使用頻度の極端に少ない備品等

4 配分年度

(1) 募金当年度に配分する事業

歳末時期に実施する見舞金等贈呈事業及び在宅福祉サービス事業等

(2) 募金翌年度に配分する事業

年間を通して実施する在宅福祉サービス事業等

(3) 募金に剰余が生じる場合

(1)及び(2)の事業を計画してもなお募金に剰余が生じる場合は、募金翌年度に実施する歳末時期の事業にその剰余金を充てることができる。

5 事務処理

(1) 寄付金の送付

市町村共同募金委員会（「市町村共募」という。）は、地域歳末たすけあい募金による寄付金を収納した時は、速やかに集計を行い、別に定める指定の期日までに送金報告書（様式1）により本会に報告するとともに、適時に本会へ送金する。

(2) 配分申請

市町村社協は、6月末日までに配分申請書（様式2）を市町村共募を経由して本会へ提出し、承認を受ける。

承認を受けた事業計画を変更する場合は、配分事業変更申請書（様式3）を本会へ提出し、承認を受ける。ただし、募金実施期間中の事業計画変更で、配分申請額が減額になる場合は、変更申請を省略することができる。

(3) 交付請求

ア 当年度実施事業

本会は、当該市町村社協に対し、承認を受けた当年度実施事業への配分額又は、送金報告の累計額から市町村共募の事務費を減じた額の内、いずれか低い方の額を限度として、定期的に配分金を交付する。

なお、交付した配分金に残額が生じた場合は、2月末日までに本会に返還し、返還報告書（様式4）により報告するものとする。

イ 翌年度実施事業

本会は、市町村社協の交付請求書（様式5）に基づき、承認した事業にかかる所要の額を交付する。

(4) 事務費の交付請求

本会は、運動の推進にかかる経費として、市町村共募の事務費交付請求書（様式6）に基づき、所要の額を交付する。

事務費の上限額は前年度募金実績額の4.4%以内とし、当年度募金を原資として交付する。

市町村共募は、募金運動終了後1月以内に、事務費精算書（様式7）を本会に提出し、交付した事務費に残金がある場合は本会に返還する。当該残金は翌年度実施事業の配分に充当するものとする。

(5) 物品による寄付

物品による寄付は、市町村共募において管理し、当該物品の受払簿に記録するものとする。

(6) 募金実績報告

市町村共募は、募金運動終了後1月以内に、募金実績報告書（様式8）により、その結果を本会に報告する。

(7) 配分事業完了報告書

市町村社協は、募金実施年度の翌年度に実施する在宅福祉サービス事業等について、事業終了後、完了報告書（様式9）により本会に報告するものとする。

(8) 精算

募金年度の翌年度末時点で、配分金に執行残が生じた場合は、残額は本会において管理し、当該市町村社協の策定した再計画に基づいて処理する。

附 則（平成14年10月30日）

- 1 この実施要領は、平成14年10月30日から施行する。
- 2 地域歳末たすけあい運動実施要領（平成3年3月28日制定、以下「旧要領」という）及び地域歳末たすけあい募金事務処理細目は、この要領の施行の日をもって廃止する。
- 3 経過措置として、旧要領に基づく剰余金の取扱いについては平成14年11月30日まで適用する。
- 4 平成14年度の配分申請書の提出期限は、平成14年11月30日までとする。

附 則（平成15年3月7日）

この実施要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月24日）

- 1 この実施要領は、令和5年10月24日から施行する。
- 2 令和4年度募金のうち、当年度事業を実施してもなお募金に余剰が生じ、翌年度に実施する歳末時期の事業にその剰余金を充てる場合は、別途定める書式により精算を行うものとする。